

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和５年度第１回津市入札等監視委員会
2 開催日時	令和５年５月１９日（金） 午後２時から午後２時５０分まで
3 開催場所	本庁舎 ４階庁議室
4 出席した者の氏名	（津市入札等監視委員会委員） 西川源誌、岡島賢治、小川友香、奥島要人、山下謙一郎 （事務局） 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 総務部調達契約担当参事（兼）調達契約課長 川出浩也 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課工事契約担当副主幹 井原崇視 上下水道管理局次長 織田充彦 上下水道管理課長 谷口弘明 上下水道管理課契約財産担当主幹 岩城孝 上下水道管理課主事 岩崎慎平 水道施設課長 池山裕介 津北工事事務所維持担当副参事 山本真史 建設整備課長 水谷誠
5 内容	(1) 入札・契約に関する報告について 入札及び契約手続の運用状況 (2) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	０人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 ０５９－２２９－３１２２ E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

1 入札・契約に関する報告について

(1) 入札及び契約手続の運用状況

(委員)

随意契約による案件について、随意契約理由を記載していただき、資料がわかりやすくなったと思います。

(2) 指名停止措置等の運用状況

(委員)

Q 指名停止期間について、案件によって措置期間が基準の最短期間の場合とそうでない場合がありますが、措置期間を定めるにあたり、基準はあるのでしょうか。

(事務局)

A まず、基準に該当する場合、範囲内の最短の期間で措置することになりますが、本市における過去の類似案件の措置事例、三重県等他の自治体の措置事例等を参考に最短期間から加算していきます。

(委員)

Q 丸昇建設が、複数回指名停止を受けていますが、指名停止期間が重複しています。その考え方について、教えてください。

(事務局)

A まず、2月14日から3月13日まで1ヶ月の指名停止措置を行いました。続いて、別事案で3月7日から4月6日まで1ヶ月の指名停止措置を行いました。この件は、時系列上、措置期間の加重適用外になります。その後、1件目の逮捕後に警察が行った捜査の中で、新たに贈収賄の容疑が発覚しました。本来であれば、1件目の案件に対しても加重を行い、6ヶ月の指名停止措置を行うべきであります。2件目の加重した指名停止期間に包含されることから、2件目の指名停止期間に加重し、3月7日から9月6日まで6ヶ月に措置期間を変更したものです。

2 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(1) 高茶屋浄水場電気計装設備等更新工事

(委員)

Q 本件は、9者入札もくじ引きがなく、競争入札が有効に機能していたと思われますが、今回、金額にバラつきが見られたこと、特に8番札以降の金額に差が表れたことについて、どのように分析されていますか。

(事務局)

A 本工事は、機器製作が主な内容となりますが、機器製作に係る標準単価を持ち合わせていないため、津市競争入札参加資格者名簿において電気を希望しかつ同種工事の施工実績のある7社から参考見積を徴取し、当該見積金額の平均値を積算基準として採用し設計しています。事業者としては、

自社の施工技術等に応じて積算を行っていることから、事業者ごとに、特に8番札以降の金額にバラつきが生じたものと分析します。

また、本工事には、建築改修も含まれており、事業者にとって積算が困難な工種あったことが要因であると考えられます。

(委員)

Q 東芝インフラシステムズ(株)中部支社が辞退されていますが、どのような理由でしょうか。

(事務局)

A 監理技術者の配置が困難となったことを理由に辞退されました。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(2) 塔世橋南郊線道路改良(舗装)工事(その2)

(委員)

Q 本件は、金額の高い工事ですが、26者中25者が同額のくじ引きとなっています。この結果について、どのように分析されていますか。

(事務局)

A 舗装工事は工種が少なく、比較的積算が容易です。また、本市では金抜き設計書や図面の他に、積算に関する情報を積算参考資料として公開しています。また、予定価格や最低制限価格を算出する式についても公表していますので、事業者はこれらの情報から最低制限価格を予測して入札したものと推察します。積算が難しい工事の場合は金額にバラつきがあり、積算が容易な工事の場合はバラつきが少なくなります。

本件の場合、積算が容易なためほとんどの業者が最低制限価格を正確に積算していると考えられます。

(委員)

Q 現在の入札制度では、ほぼ同額となってしまうことはやむを得ない所もあるかと思いますが、対策としては予定価格を事後公表にすることでしょうか。

(事務局)

A 予定価格の事後公表は事前公表に比べて入札金額のバラつきは多くなり、くじ引きの対象業者は少なくなることが予想されますが、積算能力の高い業者は公表されている情報があれば最低制限価格を正確に積算することも可能ですので完全にくじ引きはなくなるものと考えますが、有効な手段の1つであると考えます。また、総合評価落札方式も有効であると考えます。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(3) 津市北消防署整備に伴う駐車場等整備工事

(委員)

Q 積算内訳書の判断基準による第1次審査の数式は、津市独自のものでしょうか。

(事務局)

A 数式は津市独自のものですが、同様の判断基準は三重県にもあり、三重県を参考に設定しています。津市と三重県では低入札価格調査基準価格の算式が異なりますので、低入札基準価格に対する判断基準額の割合が三重県と同程度になるようにそれぞれの値を調整しました。

(委員)

Q 総合評価は審査する側である津市にとって、事務負担は大きいのでしょうか。

(事務局)

A 総合評価は発注者側、受注者側双方の事務負担を考える必要があります。以前の低入札価格調査は、提出する書類も多く事業者にとって事務負担が大きかったのですが、令和4年6月から通常調査と重点調査に区分して調査を行う制度を行い、通常調査については提出する書類等を若干軽減する等の変更を行いました。具体的には、書類提出不要な積算内訳書のための第1次審査を設けました。また、重点調査基準価格以上の場合における第2次審査については、提出必須としていた書類の多くを必要な場合のみに提出を求めることとし、事務負担の軽減を行いました。これにより、事業者が低入札価格調査基準価格より低い金額での入札を行いやすい環境を整えました。一方で重点調査基準価格を下回る低い金額での入札は、制度改正前以上に詳細な資料の提出が求められるため、事業者の事務負担は大きくなります。

また、価格以外の評価点についても、見直しを行っており、より良い制度になるよう改善を図っています。

(委員)

Q 今回の入札結果では、総合点が第3位の事業者と契約していますが、上位の2者からの不満、意見等はありませんでしたか。

(事務局)

A 今回、上位2社は第1次審査で失格となりましたが、失格となる基準については、公表していますので、特に不満や意見は聞いておりません。

(事務局)

A 総合評価についていただく意見としては、価格以外の評価点で差がついてしまうと価格点で逆転できないという意見と、評価項目が過去の実績に偏っているため高得点となる業者が固定化されるという意見がございます。その点について、改善できればと考えております。

(委員)

Q 工事成績の過去5年間というのは、事業者側が点数を申告するのでしょうか。

(事務局)

A 工事成績は本市が発注する工事の成績ですので、事業者の点数については本市で把握しています。従いまして、事業者からの点数申告は不要としています。

(委員)

Q 官公庁等の受注実績については、どのように確認していますか。

(事務局)

A 公共工事を受注した場合、コリンズという実績情報データベースに登録を行いますので、事業者に当該登録内容を証明する書類の写しを提出していただくことにより確認を行っています。

(委員)

今回の結果は、価格での逆転ができないほど価格以外の評価点での差が大きくなってしまいました。偏りのない評価項目の設定は難しいと思いますが、例えば、工事成績については、全ての工事を対象とするのではなく、成績上位の工事の平均にするという方法もあります。三重県や他市の事例も研究していただき、より良い制度にしていいただければと思います。

※ 本件については、一部今後に検討いただくもののそれ以外は概ね適正に処理されているものと認める。